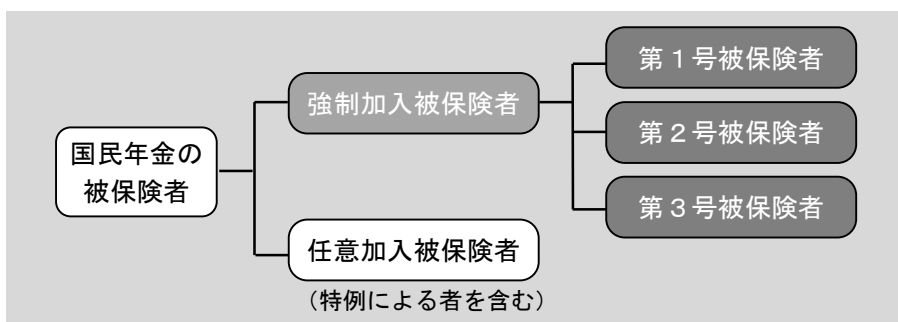


第1節 国民年金の被保険者

1 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者には、強制加入被保険者と任意加入被保険者とがあり、その種類は次のようになる。



1. 強制加入被保険者

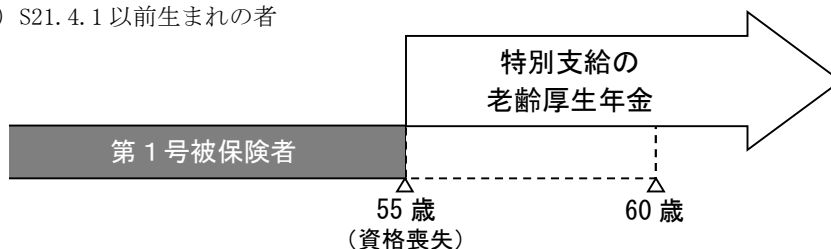
国民年金の強制加入被保険者には次の3つの種類（種別）がある。

(1) 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者^{※1} その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者^{※2}を除く。）（自営業者等）

※1 具体例として、第3号被保険者の特例（坑内員・船員の実期間15年による特例）に該当する者等がある。

例) S21. 4. 1 以前生まれの者



※2 「その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、健康保険法の被扶養者から除外される者とおおむね同じで、「医療滞在ビザで滞在する者」や「観光・保養を目的とするロングステイビザで滞在する者」が該当する。(3) 第3号被保険者、2. (1)①、②の任意加入被保険者及び2. (2)①の特例の任意加入被保険者において同様である。

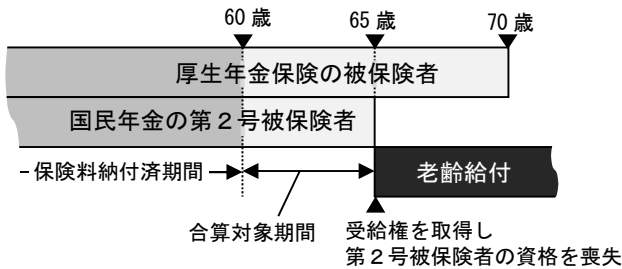
(2) 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者（65歳以上の者にあつては、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないものに限る。）（会社員や公務員等）

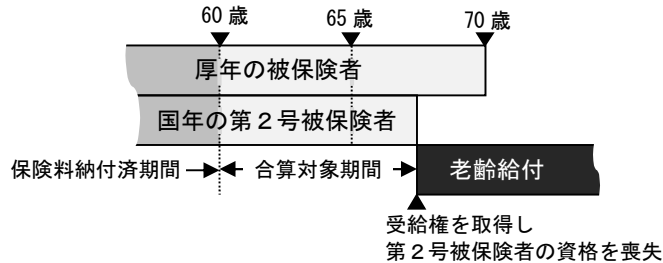
確認

- ・第2号被保険者の場合、国内居住要件は問われず、原則として、年齢要件も問われない。
- ・厚生年金保険の被保険者であっても、65歳以上であつて老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有するものは、第2号被保険者とはならない。

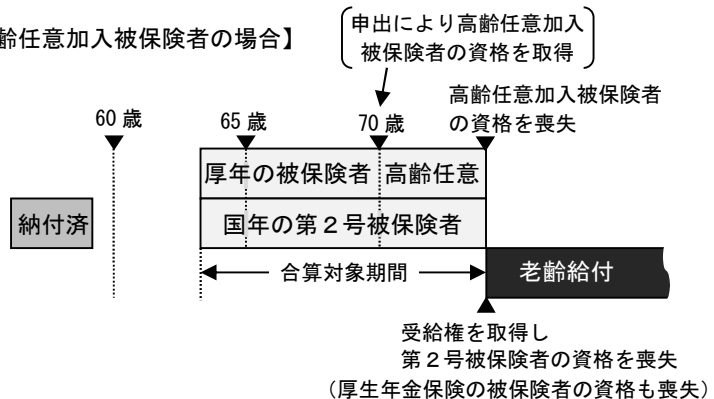
【65歳で老齢給付の受給権を有した場合】



【65歳を過ぎて老齢給付の受給権を有した場合】



【厚生年金保険の高齢任意加入被保険者の場合】



(3) 第3号被保険者

第2号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者*に限る。）であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（会社員や公務員の妻等）

※ 「日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者」は、次に掲げる者とされている。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する第2号被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 第2号被保険者が外国に赴任している間に当該第2号被保険者との身分関係が生じた者であって、上記②に掲げる者と同等と認められるもの
- ⑤ 上記①～④に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

確認

・主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構が行う。

・認定基準は、認定対象者の年間収入が130万円（一定の障害者等は180万円）未満であることとされているが、障害基礎年金や雇用保険の基本手当などの額は、この年間収入に含まれる。

・「第2号被保険者の配偶者」であることが、第3号被保険者であるための要件であるから、例えば、第2号被保険者であった夫が65歳に到達し第2号被保険者の資格を喪失した場合は、夫が継続して厚生年金保険の被保険者であったとしても、第3号被保険者であった60歳未満の妻は、他の種別に該当することとなる。

